

野外活動センター条例（昭和49年岩手県条例第18号）第2条第2項の規定により、岩手県立野外活動センターの利用料金を次のとおり承認した。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）
- 2 利用料金の適用年月日

令和8年4月1日

表1 施設の利用料金

区 分		単 位	利用料金				
			小学校児童 及び中学校 生徒	高等学校生 徒、学生及 び勤労青少 年	一 般		
テントサイト		1日までごとにテント1張につき	円 250	円 370	円 490		
炊事サイト		1日までごとに	770	1,160	1,540		
運動広場	貸切使用	1時間までごとに	830	1,240	1,650		
	区分使用	1時間までごとに1区分ごとに	420	630	840		
テニスコート		1時間までごとに1面ごとに	430	650	860		
体 育 館	入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	研修又はアマチ ュアスポーツに 使用する場合	貸切使用	1時間までごとに	960	1,440	1,910
			区分使用	1時間までごとに1区分ごとに	490	730	970
		その他の催しに 使用する場合	土曜日及 び休日	1時間までごとに	11,430	11,430	11,430
			その他の 日	1時間までごとに	9,510	9,510	9,510
	入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	研修又はアマチ ュアスポーツに 使用する場合	貸切使用	1時間までごとに	1,910	2,870	3,820
			区分使用	1時間までごとに1区分ごとに	960	1,440	1,920
		その他の催しに 使用する場合	土曜日及 び休日	1時間までごとに	17,130	17,130	17,130
			その他の 日	1時間までごとに	14,280	14,280	14,280
宿泊室		1月までごとに1人につき	460	690	920		
研修室	貸切使用	1時間までごとに	370	560	740		
	区分使用	1時間までごとに1区分ごとに	190	280	370		
創作室		1時間までごとに	370	560	740		

備考1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

2 宿泊する場合における研修室及び創作室の利用料金は無料とする。

- 3 「勤労青少年」とは、25歳未満の者であって、児童、生徒及び学生以外のものをいう。
- 4 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 5 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。
- 6 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。

表2 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金
シャワー		1回につき	円 140
炊飯用具		1式1炊飯ごとに	150
スポーツ用具	陸上競技用具	1式1時間までごとに	190
	軟式野球用具	1式1時間までごとに	330
	ソフトボール用具	1式1時間までごとに	330
	ラグビーフットボール用具	1式1時間までごとに	50
	サッカー用具	1式1時間までごとに	50
	ハンドボール用具	1式1時間までごとに	50
	グラウンド・ゴルフ用具	1式1時間までごとに	50
	テニス用具	1式1時間までごとに	50
	軟式庭球用具	1式1時間までごとに	50
	バスケットボール用具	1式1時間までごとに	170
	バレーボール用具	1式1時間までごとに	50
	バドミントン用具	1式1時間までごとに	50
	卓球用具	1式1時間までごとに	90
	フットサル用具	1式1時間までごとに	50
	カローリング用具	1式1時間までごとに	50
	キンボール用具	1式1時間までごとに	50
	クップ用具	1式1時間までごとに	50
	シャフルボード用具	1式1時間までごとに	50
	ストラックアウト用具	1式1時間までごとに	50
	スーパーホッケー用具	1式1時間までごとに	50
	ターゲットバードゴルフ用具	1式1時間までごとに	50
	綱引用具	1式1時間までごとに	50
	バウンドテニス用具	1式1時間までごとに	50
	ピロポロ用具	1式1時間までごとに	50
	フライングディスクゴルフ用具	1式1時間までごとに	50
	ペタンク用具	1式1時間までごとに	50
ボッチャ用具	1式1時間までごとに	50	
ホースシューズ用具	1式1時間までごとに	50	
ユニカール用具	1式1時間までごとに	50	

放送設備	1式1時間までごとに	330
電気料	テニスコート又は体育館において電気を使用する場合は、実費を基準として知事が定める額	